

# 坂田公認会計士事務所通信 10月号

お客様各位

平成23年10月1日

秋たけなわの頃、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

10月に入り昼夜の気温の変化は大きくなり、体調を崩しやすくなっていますので、皆様方におかれましてはお気をつけください。

さて、今月の事務所通信は下記の3項目についてまとめました。

1. 平成23年度税制改正
2. シリーズ事業計画～銀行との上手なつきあい方
3. 今月の事務～社会保険料の変更

## 1. 平成23年度税制改正

先月、民主党の野田政権が発足し、東日本大震災の本格的な復興のための財源確保のための復興増税案が検討されています。

増税案の中で影響の大きいものとして、法人税や所得税など基幹税の期間限定の定率増税があります。

法人税は産業界からの強い要望に応じて恒久的に5%の減税を行いますが、3年間の臨時的措置として、平成24年から税額の10%を加算する定率増税が予定されています。これに伴い、差し引きすると2%くらいの減税になると考えてください。

そのため、この3年間は利益を圧縮することが得策となります。

所得税については、これから決定される増税期間に応じて、5年の場合は所得税額の11%、10年の場合は5.5%が毎年加算される予定です。

平成の初めに湾岸戦争協力のために課された湾岸特別税のようなもので、この増税案が適用されるのは平成24年以降であるため、実際には平成24年度の税制改正として処理されると考えてください。

## 2. シリーズ事業計画～銀行との上手なつきあい方

銀行から高く評価されるための具体的な着眼点として、今回は④「経営者と経営努力」をご紹介します。

銀行は経営者がしっかりしている会社については、その将来性に期待し、現段階の決算数値のみにとられない柔軟な評価を行うことが求められています。

金融検査マニュアルでは経営努力として下記の事項が示されており、その取組みを積極的にアピールしていきましょう。

- ① 過去の返済状況等の取引実績
- ② 経営改善に対する取組み姿勢
- ③ 決算書の質の向上への取組み姿勢
- ④ 後継者・人材育成への取組み姿勢
- ⑤ ISO等の資格取得状況

そのため、経営改善に対する取組み姿勢として、原価低減策や販路拡大策などを事業計画で示し、また、決算書の質の向上への取組み姿勢として、事業に直接関係しない資産の売却や資産回転の効率化などを書面で示すことが有効です。

## 坂田公認会計士事務所通信 10月号

更に、後継者・人材育成への取組み姿勢として、将来の事業承継計画を示すことで評価が上がります。

### 3. 今月の事務～社会保険料の変更

厚生年金保険料が9月から改定され、新しい保険料が10月末の納付から適用されます。

従いまして、10月の給与計算から新保険料率で計算してください。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

### **坂田公認会計士事務所 株式会社ビジネストラスト**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@eto.eonet.ne.jp HP <http://www.taxac.jp/sakata/>